

平成 28 年 度

事 業 計 画

地 方 競 馬 全 国 協 会

平成28年度事業計画

I 事業運営の基本的な考え方

1. 地方競馬をめぐる情勢

これまで地方競馬は国民に対する健全なレクリエーションを提供するとともに、競馬開催の売上げを活用した畜産振興や各自治体の財政への寄与等、社会貢献を果たしてきた。

しかし、地方競馬の売上げは、経済の低迷やレジャーの多様化等を背景として平成3年度をピークに減少が続き、主催者は売上げの拡大及びコスト削減に取り組むなど、収支の改善に努めてきたものの、主催者によっては赤字の累積、あるいは競馬事業から撤退せざるを得ない状況が続いてきた。

このような状況にあつて、平成16年の競馬法の改正において地方競馬への支援措置が講じられ、当協会への交付金のうち畜産振興に充てるべき資金の一部及び中央競馬の収益の一部を、「競馬活性化事業」として地方競馬の活性化のために活用できることとなった。

これまで、競馬活性化事業によって、開催日程の適正化（主催者間の競合の回避）に必要なナイター施設の整備、競馬の開催や勝馬投票券の発売に必要なシステムやネットワークの整備、中央競馬との相互発売体制の構築、相互発売に関する重点的な広報等を実施してきた。この他、主催者間の競合を避けるための開催日程の調整、また、地方競馬全体で魅力あるレースを提供するためのシリーズ競走を企画・実施してきた。

これらの取組みにより、地方競馬全体での売上げは回復基調に転じ、平成24年度から4年連続で売得金額が前年度と比較して増加している。

その一方で、多くの主催者において、競馬場への入場者数が引き続き減少しており、競馬場での観戦体験を通じた新たなお客様の参加及び定着が課題となっている。また、馬主の登録数が減少傾向にあり、これに伴い各競馬場における在厩頭数が減少していることや、中央競馬会所属の競走馬とのレベルの差が固定化していることは、今後の地方競馬の継続・発展において大きな懸念材料であり、早急な対策が課題となっている。

2. 平成27年度の状況

平成27年度事業計画では、「競馬の公正確保」、「競馬番組の充実」及び「中央競馬との相互発売の拡大に向けた広報の充実」を重点事項として掲げて、主催者と共に着実に実施してきたものの、「競馬の公正確保」については、平成27年度中に禁止薬物陽性事案及び厩舎関係者による勝馬投票券購入という重大な競馬法違反の事例が発生しており、引き続き主催者と共に指導や研修の実施、その効果の浸透に向けて、取組みを進める必要がある。

また、平成27年度の事業計画に掲げたとおり、競馬活性化事業を始めとするこれまでの地方競馬全体での取組みの状況及び効果について、主催者と検証を進

めてきた（以下「中間検証」という。）。中間検証においては、「地方競馬のあるべき姿」を明確化するとともに、その実現に向けて現在の地方競馬の抱える課題を洗い出し、さらに課題を解決するための方向性を報告書に取りまとめたところである。今後、この方向性を踏まえた具体的な取組みを実現していくことが必要である。

3. 平成28年度の重点業務

お客様に地方競馬を楽しんでいただくとともに、地方競馬を通じて十分な社会貢献を果たすことができるよう、引き続き主催者とともに地方競馬を活性化させるため、協会は、以下の2点を平成28年度の重点業務として位置付けつつ、Ⅱに掲げる各種業務を適切に実施する。

- (1) お客様の地方競馬に対する信頼向上のため、競馬の公正確保の更なる徹底を図る。
- (2) 中間検証の結果を踏まえて主催者と共に進めるべき取組みについて検討し、その実現に向けて推進する。

Ⅱ 具体的な事業

1. 競馬の公正かつ円滑な実施に向けた業務

お客様が地方競馬を楽しみ、安心して参加できるよう、競馬の公正確保の徹底を図るとともに、競馬の円滑な開催に向けて支援を行う。

- (1) 馬主及び馬の登録を厳正かつ迅速に行う。特に馬主登録については暴力団等反社会的勢力の排除、また、馬登録については引き続き名義貸借の防止に積極的に取り組む。
- (2) 調教師、調教師補佐及び騎手の免許業務を厳正に行う。また、主催者が行う厩務員の認定に際し助言を行い、主催者が厳正に厩務員認定を行えるよう支援する。
- (3) 地方競馬教養センターにおいて、騎手や調教師の養成・研修を計画的に行うほか、競馬運営の充実を図るため、競馬実務に携わる職員に対し計画的に研修を行う。

また、これらの業務を安全かつ適切に継続して実施するため、馬場、厩舎等必要な施設を改修する。

- (4) 公正確保の徹底のため、以下の取組みを進める。
 - ・ 主催者が行う公正確保対策委員会に参加し、主催者や厩舎関係者が一体となって公正確保に対する意識を高めることに協力する。
 - ・ 公正対策部会を開催し、主催者と共に、地方競馬としてより公正な競走ルールを取りまとめる。
 - ・ 調教師及び騎手に対して、主催者が行う研修会に講師を派遣して、事故発生防止の強化に協力する。また特に、今年度から当協会主催の研修会を新たに実施する。研修会の内容についても、競走関係を中心としたものだけな

く、競馬関係者として心掛けるべき法令遵守にまで範囲を広げた指導を行い、一層の自覚を促す。

・厩務員に対しては、引き続き主催者の要請に応じ、主催者の実施する研修会に講師を派遣し、事故発生防止の強化に協力する。

(5) 上記の公正確保対策にもかかわらず厩舎関係者による不祥事案が発生した場合は、過去の対応事例も踏まえ、当該主催者における今後の防止策の策定について協力し、再発防止を図る。

特に競馬の根幹を揺るがす重大な不祥事案が発生したときは、主催者が行う当該関係者に対する処分や厩舎関係者に対する指導の徹底等に協力することで、一刻も早い信頼回復に努める。また、他の主催者に対してもその内容を迅速に連絡し、地方競馬全体での情報共有及び再発防止を図る。

(6) 競馬を開催するうえで、開催執務委員の中で特に迅速かつ的確な判断が求められる裁決、決勝審判、発走の専門職員を、主催者の要請に基づいて派遣し、主催者開催執務委員との連携の下、公正かつ円滑な競馬の実施に努める。

(7) 禁止薬物の検査や競馬開催における保安維持等、地方競馬の公正確保を図るうえで必要不可欠な業務を担う団体に対して助成するとともに、競馬関係者の全国団体が行う競馬の公正確保に係る事業に対しても助成する。

2. 畜産振興事業に対する補助

地方競馬の開催によって受け入れた交付金を畜産振興に効果的に活用し、地方競馬の社会的責務を果たす。

(1) 国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に則した以下の事業について経費を補助する。

① 馬（軽種馬を除く）の改良増殖推進事業

- ・家畜改良増殖法に基づく馬の血統登録の推進
- ・農用馬の種雄馬及び種雌馬の導入
- ・農用馬の飼養者への種付け、種雌馬の導入、又は子馬生産に対する奨励金の交付
- ・ばんえい競馬の2歳馬競走に対する生産者賞の交付

② 畜産経営技術指導事業

- ・畜産農家全般に対して経営診断、経営指導を行う畜産コンサルタントの育成に向けた研修及び資格試験の実施
- ・馬の装蹄師の養成や技術向上に向けた講習会の開催に対する支援

③ 畜産経営合理化事業

- ・馬の生産・衛生及び防疫等に関する指導

④ 馬事畜産啓発事業

- ・競馬場等における畜産フェアの実施
- ・畜産関係者の競馬の観戦の推進

(2) 補助事業の透明性の確保と効果的な実施を図るため、外部の委員で構成する第三者委員会において事後評価を行う。

3. 競走馬生産振興事業に対する補助

軽種馬資源を安定的に確保し、競馬の円滑な実施に資するため、競走馬の生産地における生産振興・流通対策等に資する以下の事業について経費を補助する。

なお、以下の（１）及び（２）については一号交付金からの振替、（３）については、日本中央競馬会の特別振興資金からの交付金を原資として事業を実施する。

（１）軽種馬の改良増殖推進事業

- ・家畜改良増殖法に基づく軽種馬の血統登録の推進
- ・軽種馬の生産・育成に係る指導
- ・優良な２歳馬の地方競馬への導入を促進するための２歳馬競走への付加賞金の交付

（２）軽種馬の防疫衛生対策事業

- ・生産育成地等における繁殖馬及び育成馬への予防接種の実施
- ・競馬場における競走馬の予防接種の実施
- ・その他競走馬の防疫推進に資する事業

（３）経営基盤強化対策事業

- ・軽種馬生産・経営指導者の養成や技術の普及のための研修の実施
- ・軽種馬の生産に係る担い手の育成
- ・生産の振興を図るための放牧地・採草地の整備・改良
- ・優良繁殖馬の導入
- ・国内産の軽種馬の海外販路拡大に向けた事業

4. 開催の日取りその他競馬の開催に関する調整・助言

平成 24 年度に運営委員会で議決された競馬開催日程及び番組編成の調整方針に従い、全国的な視野に立った開催日程や番組編成の調整・助言を行い、主催者間の競合の回避や地方競馬全体での競走の体系化を図る。

（１）開催日程に関する調整

次年度の開催日程の設定に関して、主催者間の情報交換の場等を通じて、開催場数の適正化を図る。

（２）番組編成に関する調整

ダート交流重賞競走ⁱやシリーズ競走ⁱⁱがそれぞれの実施目的を果たし競走の

ⁱ 中央競馬、地方競馬の所属に関わらず、優れたダート適性馬の出走機会を確保し、生産に還元すべき優良馬を選定する競走。現在、JBC 競走を始めとする 40 競走が、地方競馬の主催者によって実施されている。

ⁱⁱ 地方競馬における複数の競走を目的によってグループ化することで、単体の競走では備わりにくい付加価値を生み出すために整備された競走群。現在、以下の 5 シリーズが実施されている。

- ・ダービーウイーク

ジャパンダートダービーに向けた各地区の有力馬を選定するとともに、ダービー競走の祭典性を高め、地方競馬の 3 歳競走へのお客様の関心を高める。

質的向上が図られるよう、年間スケジュールの中で適切に編成されるとともに、これらの競走の同日実施を避け、できるだけ多くの発売チャンネルで年間を通じてお客様に楽しんでいただける環境を提供することを目指した調整を行う。

5. 地方競馬の活性化の推進

主催者が各自経営努力を進める中、協会は、地方競馬全体の連携を強化し、さらに中央競馬との連携・協調を一層促進させることで、地方競馬全体の活性化を推進する役割を担っている。以下の各取組みについて、地方競馬の意見集約に向けて主催者間の調整を行い、中央競馬との連絡調整を進め、また、競馬活性化事業その他の事業の実施により主催者の支援を行う。

(1) 競馬の魅力の向上

質の高い競走、地方競馬の特色を生かした競走の提供や、地方競馬のブランド化等、地方競馬の魅力の向上を図るため、以下の取組みを行う。

① 馬主及び馬の確保

馬主及び馬の登録を適正かつ迅速に行うだけでなく、リーフレットを活用して新たな馬主確保を図る。特に中央競馬の馬主を地方競馬に呼び込むため、登録申請の手続きを簡素化するなど、馬主の更なる確保対策を行う。

また、2歳馬の導入に対する馬主の意欲向上のため、「未来優駿プロジェクト」として、2歳馬競走への付加賞金の交付（上記3（1）の事業として実施。平成29年度までの2ヶ年事業とする。）とシリーズ競走の一つである未来優駿の実施を継続して行うとともに、このプロジェクトについての馬主の認知度を高めるための周知を強化する。

さらに、各主催者における馬主及び馬の確保に向けて、今後の取組みについて協議する場を設け、更なる確保策について検討を行う。

② 番組の充実

ダート交流重賞競走及びシリーズ競走について、その体系の整備・維持、着実な実施を図るため、主催者及び日本中央競馬会との調整、生産者団体への支援依頼、競走の格付けに関する日本グレード格付け管理委員会への協力

・未来優駿

未来優駿プロジェクトの一環として地方競馬の将来を担う2歳馬の競走を振興し、お客様の関心の高まり及び生産・流通への寄与を図るとともに、全日本2歳優駿等のダート交流重賞競走に向けた地方競馬有力馬の発掘を図る。

・グランダム・ジャパン

生産・流通における牝馬の価値向上やダート交流重賞競走への有力馬育成を図るとともに、牝馬競走の魅力を高めてお客様に提供する。

・スーパージョッキーズトライアル

日本中央競馬会が実施する国際騎手招待競走に向け、全国のリーディングジョッキーによる地方競馬代表騎手選定競走を実施し、お客様に地方競馬が誇る騎手の魅力をアピールする。

・スーパースプリントシリーズ

短距離でのスピードに特化した競走をお客様に楽しんでいただくとともに、個性派スターホースを発掘して地方競馬の短距離馬の有力馬層の拡大を図る。

を行う。また、番組体系の整備に向けて協議する場を設け、お客様の参加意欲を高めることを目指した検討を行う。

なお、ダート交流重賞競走は、地方競馬の有力馬が出走し活躍することによりお客様の関心をさらに高め、地方競馬の活性化に資するとの観点から、入着した競走馬（地方競馬の所属馬に限る）を管理する調教師に対して付加賞金を交付するダートグレード競走出走奨励金事業を継続して実施する。

③ レーティングの実施

競馬開催国の責務として国際的に求められ、競走の格付けにおいても活用される競走馬のレーティングを着実に実施する。

④ 競走馬の質の向上に向けた検討体制の構築

ダート交流重賞競走を一層盛り上げるためには、地方競馬において競走馬の質の向上が重要であることが、中間検証の報告書において取りまとめられたところである。主催者だけでなく関係者も含めて検討の場を設けて具体策について協議を進める。

⑤ 地方競馬ブランドの構築に向けた検討体制の構築

個々の競馬場の特性、地方競馬としての特性を生かしたブランドを構築することの必要性が、中間検証の報告書において取りまとめられたところである。ブランド構築に関する勉強や地方競馬での活用に向けた検討の場を設け、主催者と共にブランド構築に向けた協議を進める。

(2) 競馬の魅力の伝達

お客様の地方競馬への認知を高め、より多く参加いただくため、以下の支援を行う。

① 中央競馬との相互発売の拡充に向けた事業への支援

中央競馬在宅投票システムである I P A T を利用した地方競馬の勝馬投票券の発売（以下「地方競馬 I P A T 発売」という）及び地方競馬の施設における中央競馬の勝馬投票券の発売（以下「J - P L A C E 発売ⁱⁱⁱ」という）について、以下の取組みを行う。

【地方競馬 I P A T 発売の拡充に向けた支援】

- ・地方競馬 I P A T 発売の対象となる競走について、馬柱をスポーツ紙に掲載するほか、発売日程や記事広告を競馬専門誌に掲載し、定期的な情報提供を行う。
- ・ダート交流重賞競走を始めとする主要な競走について、グリーンチャンネルで放映する。
- ・レース展望番組「競馬展望プラス」を制作し、視聴人口の多い地域を中心に放映する。
- ・地方競馬 I P A T 発売についてより広くお客様に知っていただくため、主要な広告ツールとなっているインターネットを介した W E B 上での広

ⁱⁱⁱ 地方競馬の投票システムを用いて発売する施設を J - P L A C E、中央競馬の投票システムを用いて発売する施設を W I N S と呼んでいる。

報について、より効果的な展開について検討しつつ実施する。

- ・地方競馬 I P A T の発売スケジュールを掲載したレーシングスケジュールを作成し、競馬の関連施設だけでなく、地方競馬の売上げの受益者でもある都道府県の畜産関連部局等にも協力を依頼して、幅広い配布に努める。

【J－P L A C E 発売等の拡充に向けた支援】

- ・J－P L A C E 発売等に関する新聞、テレビ、交通広告等を利用した主催者による情報提供に対して支援を行う。
- ・各主催者が行う J－P L A C E 発売等について、システムの運用に対する支援を行う。

【特定の期間の広報】

新たな取組みとして、競馬場への来場が多く期待される年末年始の時期に集中的な広報を試行的に実施し、今後の効果的な展開について検討を行う。

② 地方競馬情報サイト等を通じた情報発信

- ・出走表、オッズ、レース映像、レース結果等の競馬開催情報をリアルタイムで提供し、お客様の参加を促進する。
- ・レースハイライト、地方競馬に関する連載記事及び特集コーナーを盛り込んだオンラインマガジン「WEBハロン」を配信する。
- ・地方競馬の話題や各競馬場における出来事を、お客様及びマスコミに対して発信する。
- ・Facebook やツイッターを活用して情報発信し、お客様との交流を図る。

③ メディアを介した情報発信

地方競馬の主要な競走であるダート交流重賞競走及びシリーズ競走について、新聞や雑誌に紹介記事を掲載する。

スポーツ紙等のマスコミに対し、恒常的な開催情報の配信や、意見交換の場づくりなど、積極的に地方競馬に関する情報の提供を行う。

④ 地方競馬の表彰式典の開催

関係者の栄誉を称えるとともに、お客様との直接的な交流の場、マスコミを通じて地方競馬に関する話題を提供する場として、「NAR グランプリ」を開催し、成績優秀な競走馬、調教師及び騎手の表彰を行う。

⑤ 新たな広報に向けた取組みの検討

地方競馬の全体の情報が網羅された「地方競馬ガイドブック」の作成に向けて、その内容やこれを活用したお客様の参加促進策について検討する。

また、地方競馬の存在意義や社会貢献について、地方競馬のお客様だけでなく社会に広く理解いただくための冊子「地方競馬のあらまし」を作成し、この活用策について検討する。

(3) お客様の利便性の維持・向上

お客様への競馬情報の提供や勝馬投票券の発売に必要なシステム・ネットワ

ーク^{iv}の円滑な運用に努める。また、主催者に対し、運用手順の整備やその徹底、研修、システムの不具合の発生を想定した訓練を実施する。

地方競馬共同トータリゼータシステムについては、機器のサポート期間の終了に伴い、平成28年度及び平成29年度の2か年に亘って新たに整備する。また、地方競馬統合ネットワークについても、機器サポート期間の終了に伴い、平成29年度中に新たな後継システムの整備が必要となっており、円滑な整備に向けて仕様に関する意見の調整を進める。

(4) その他主催者が行う競馬活性化事業への支援

主催者が競馬活性化計画に基づいて行う中央競馬と地方競馬の連携や地方競馬主催者の連携を推進し、地方競馬の活性化に資するインフラ整備等の取組みに対し、助成を行う。

6. その他国際化に向けた役割の遂行

国際セリ名簿基準委員会においてパートI国として承認されている日本の競馬の一翼を担う機関として、レーティングの実施や競走体系や競走の質の整備・維持に努めるとともに、以下の競馬の国際化への対応を着実に行う。

- (1) 国際交流競走における海外の競馬関係者との連絡調整及び競走馬の出入国にかかる検疫業務等の支援を行う。
- (2) 競走ルールの変更や薬物規制の見直し等、競馬の国際化に対応するため、国際競馬統括機関連盟（IFHA）総会や各種会議に参加するとともに、主催者に対して情報提供を行う。
- (3) 海外の競馬機関に対して、ダート交流重賞競走の成績等の地方競馬に関する各種統計情報を提供する。

7. 適正な事業運営の確保

適切かつ効率的な事業運営により、信頼性のある組織として引き続き活動する。

- (1) 中長期的な財務見通しを踏まえた、健全な財政運営に努める。
- (2) 補助事業及び助成事業の適正化と効率化を図るため、監査を実施するほか、畜産振興補助事業については、監査法人による業務監査を併せて実施する。
- (3) 協会業務についての内部監査を監事監査と連携して実施するほか、事業運営の適正化を図る一環として監査法人による会計監査を実施する。

^{iv} 次の5種類のシステム・ネットワークがある。

- ・ 競馬番組等の関連情報や競走成績を配信する「統合型競馬情報システム」
- ・ 勝馬投票券の発売、払戻、オッズ計算等を行う「地方競馬共同トータリゼータシステム」
- ・ 統合型競馬情報システム及び地方競馬共同トータリゼータシステムの情報から、レース内容、オッズ、払戻金等のデータを加工し、地方競馬情報サイトやマスコミへ配信する「開催情報配信システム」
- ・ インターネット回線を介してライブ映像又は過去映像を配信する「地方競馬映像配信システム」
- ・ 上記の投票、映像、開催情報等のデータを送受信するための回線である「地方競馬統合ネットワーク」